

香川高等専門学校寄附金取扱要領

校 長 裁 定

令和5年2月27日制定

令和6年7月12日一部改正

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（機構規則第45号。以下「寄附金取扱規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、「寄附金」とは、寄附金取扱規則第2条第1項一号に規定する寄附金をいう。

(寄附の申込み)

第3条 寄附の申込みをしようとする者は、寄附金申込書（別紙様式第1号）を校長に提出するものとする。

(受入れの決定及び手続き等)

第4条 校長は、前条に規定する寄附金申込書の提出があったときは、教育上有意義であり、かつ、本来の教育研究及び寄附の条件に支障がないと認めた場合に限り、当該寄附金の受入れを決定するものとする。

2 校長は、寄附金の受入れを決定しようとするときは、必要に応じて地域人材開発本部会議の意見を聴取するものとする。

3 校長は、第1項による受入れを決定したときは、企画運営会議において寄附金の受入れについて報告するものとする。

4 校長は、寄附金の受入れを決定したときは、寄附金受入通知書（別紙様式第2号）を当該寄附者に送付するとともに、出納命令役にその旨を通知するものとする。

5 出納命令役は、受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに納入の手続きをとるものとする。

6 受け入れた寄附金の一部を独立行政法人国立高等専門学校機構における教育研究事業のための間接経費として使用するものとする。

7 間接経費の取扱いについては、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

独立行政法人国立高等専門学校機構

香川高等専門学校長 殿

(寄附者) 住 所

氏 名

寄 附 金 申 込 書

このことについて、下記のとおり寄附します。

なお、当該寄附金の一部を国立高等専門学校の教育研究の発展充実のため、必要な経費として使用することに同意します。

記

寄附金額			円
寄附の目的			
寄附の種別	<input type="checkbox"/> 教育支援 <input type="checkbox"/> 研究助成 <input type="checkbox"/> その他 ()		
寄附の条件			
研究担当職員	所属： 氏名：		
使用内訳			
使用期間			
その他			
担当者連絡先	担当者名 (申請者と異なる場合)	電 話：	
		メー ル：	

※研究担当者の異動に伴う寄附金の移し換えの事務手続きは、国立高等専門学校機構に委任します。

※委託研究には該当いたしません。

※反社会的勢力と認められる個人・法人・団体または国立高等専門学校機構が教育研究上、支障があると認める個人・法人・団体ではありません。

様

独立行政法人国立高等専門学校機構
香川高等専門学校長

寄附金の受入れについて

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは下記の寄附金のお申込みを頂き厚く御礼申し上げます。寄附金につきましては、その趣旨に沿い有効に使用させていただきます。

今後とも本校に対しまして、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、受入にあたりましては、下記振込先口座へお振込みくださいますようお願いいたします。

敬具

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附の目的

振込先口座
金融機関名
支店名
預金種別
口座番号
口座名義

※恐れ入りますが、振込手数料については貴社にてご負担願います。

※税法上の優遇措置を受けられる方には、控除証明書類（寄附金受領書）を発行いたしますので、本校研究協力係までご連絡願います。